

- ・わが街の下水道のいま、そしてこれからを考える… 2面
- ・令和8年8月から高額療養費制度が見直されます… 3面
- ・連絡所の今後に関する説明会…………… 8面
- ・未来の安心は健(検)診から…………… 11・12面



「いつ避難？」を、分かりやすく。 —新しい防災気象情報—



気象庁の「防災気象情報」が変わりました。
いざというときに「逃げどき」を、よりの確に判断できるよう、新しくなった防災気象情報について紹介します。
閩防災防犯課防災防犯担当☎042・470・7769



気象庁 閩
(防災気象情報)



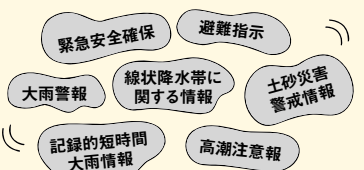
気象庁 閩
(キキクル)

Q1 なぜ変わったの？

A 分かりにくさを解消するため！

これまで「大雨警報」「土砂災害警戒情報」など気象庁が出す情報の名前と、自治体が出す「警戒レベル」との関係が、直感的に結び付きにくくなっていました。

これを整理することで、逃げるべき状況を判断しやすくなりました。



Q2 どこが変わったの？

A 情報名に「警戒レベル」の数字が入る！

「〇〇警報」「〇〇注意報」などの情報名と警戒レベルの数字がセットで表示され、危険度がパッと見て分かりやすくなります。

A 警戒レベル4相当は「危険警報」で統一！

従来バラバラだった「警戒レベル4」相当の情報名(〇〇警戒情報、〇〇危険情報など)が「〇〇危険警報」に統一されます。

A 「気象防災速報」を新設！

「気象情報」の内容を、切迫度に応じて「気象防災速報」と、「気象解説情報」に分類。速やかな対応が必要な情報は「速報」として伝えられます。

レベル3警報やレベル4危険警報が発表されたら

気象情報や市からの避難指示等に十分留意いただくとともに、大雨で危険度が高まった地域が地図で表示される「キキクル」や東京水防チャンネルの市内の河川カメラの状況などを参考に、自身が危険な場所にいる場合は早めの避難を心がけてください。

ただし、降雨が激しくなっている時や道路冠水などで外に出るのが危険だと判断した場合は、無理に避難所に向かわず、自宅や近くの頑

丈な建物のできるだけ高い階(2階以上)に移動する「垂直避難」を行ってください。また、近くに崖など、崩れる恐れのある斜面がある場合は、斜面から離れた部屋に避難してください。

なお、避難所に行くことだけが避難ではありません。日ごろから自宅が安全な地域にあるのか確認し、安全の場合は、在宅避難も検討しましょう。

新しい防災気象情報と警戒レベル

	河川氾濫 1級河川などの大河川の氾濫	大雨 低地の浸水や大河川以外の氾濫	土砂災害 急傾斜地の崩壊や土石流	高潮 海面上昇や波の打上げによる浸水	(警戒レベルごとの) 住民が とるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保！
＜警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難！＞					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める

大雨や台風への備えは万全ですか？

近年、全国各地で大雨や台風による被害が発生しています。災害から自分や家族の命を守るためには、いざという時に落ち着いて行動できるよう、災害への事前の備えが大切です。

- ①窓や雨戸はしっかりとカギをかけよう
- ②側溝や排水口は掃除をしよう
- ③風で飛ばされそうな物は固定、もしくは家の中へ
- ④非常用品の確認を
- ⑤カーテンやブラインドを降ろそう
- ⑥水を確保しよう
- ⑦避難場所を確認しよう

詳しくは、東京消防庁 閩をご覧ください。

閩東久留米消防署防災安全係☎042・471・0119



東京消防庁 閩

受け取ろう、市からの最新防災情報

災害時などには、東久留米市LINE公式アカウント、安心くるめーる、X、防災行政無線の放送などで避難所開設や避難指示等の災害関連情報を発信します。

もしもの時に備えて、配信登録をしましょう。

閩防災防犯課防災防犯担当

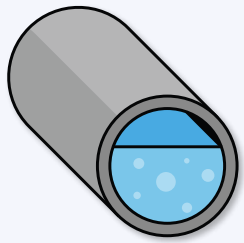
☎042・470・7769



東久留米市LINE
公式アカウント



市 閩
(災害関連情報
配信)



目に見えないインフラだからこそ ～わが街の下水道のいま、そしてこれからを考える～



下水道マスコットキャラクター
©スイスイ

第2回 「これからの下水道の持続可能な仕組みづくりについて」

市民の暮らしを支える下水道事業。その現状や課題、これからの下水道について、市民の皆さんとともに考える特集をお伝えします。
下水道をめぐる問題としては、前号(広報ひがくるめ 8年7月15日号)では「課題1：物価高騰がインフラを直撃」を、第2回となる今号では「課題2：見えない地下で進む老朽化」と「課題3：将来的な人口減少による収入の落ち込み」を取り上げます。
園施設建設課下水道計画担当 ☎042・470・7758

1 わたしたちの暮らしを支える！縁の下の力持ち

市内の下水管総延長は、303.9kmと張り巡らされており(ポンプ場1箇所、マンホールポンプ計21箇所等含む)、これら施設が縁の下の力持ちとして、休むことなく市民の生活を支えています。



下谷ポンプ場



マンホールポンプ

これらのポンプは、市内の高低差(地形)によって自然に流すことが難しい汚水を、機械の力によって処理場へ押し上げる装置です。

3 課題2 見えない地下で進む老朽化… 大きなリスクが！

市内の下水管や施設は、使い始めてから50年以上が経過したものがあり、老朽化が進んでいます。適切にメンテナンスをしないと、ある日急に使えなくなることや、道路陥没などの思わぬ事故が起こる可能性があります。



このため、市では施設の計画的な更新や長寿命化を図る事業(ストックマネジメント事業)を通じて、私たちの生活に欠かせない下水道を守るべく、増え続ける老朽化が進む施設の維持管理の対応に追われています。

2 きれいな水へ変える技術！

汚水が下水管を通して最終的に辿り着く場所が下水処理場です。流入した汚水は、処理場内で浄化され、きれいになった水を川へ放流しています。



4 課題3 将来的な人口減少による収入の落ち込み、 ～下水道使用料の減少による収入不足～

将来的な人口減少により、有収水量(※)が減ることが予想されています。その結果、下水道使用料収入の先細りから、将来にわたり、安定的、かつ持続可能な下水道運営が立ち行かなくなる恐れがあります。



※有収水量…汚水処理水量のうち、不明水などを除いた実際に使用料収入の対象となるものを指します

下水道使用料について考えよう

これまで見てきたように、水再生センターの処理に係る費用が増えていくことを始めとして、施設の老朽化対策や物価高騰などにより、下水道事業全体の維持管理にかかる費用が増えています。将来も安定的、かつ持続可能な下水道サービスを継続するためには、これらに必要な経費を確保する必要があります。

前号からお伝えしてきたように、下水道事業において、下水管等の維持管理の工事に必要な資材や労務単価の上昇、また、流域下水道維持管理費の増加、そして施設の老朽化対策の必要性和これらの対応が求められますが、下水道運営を支える下水道使用料収入の減少による収入不足の課題にも直面しています。

今後もさらなる事業費の削減や経営の効率化に努めてまいりますが、衛生的な生活環境と安定的なサービスを維持していくため、下水道使用料の見直しを含めた検討が必要です。普段は目に見えない下水道ですが、市としては、これからも皆さんの快適な暮らしと安全な生活環境を守り続けてまいります。

第2回下水道使用料等 検討委員会の開催について

開催日時 8月4日(火)午後1時半～4時半
開催場所 市役所7階704会議室
※詳細は市HPをご確認ください。



市HP

下水道事業の現状や課題、 これからの下水道についてポスター展示を実施します

展示期間中の一部の日時に、職員が常駐し、来場された市民の皆さんからの疑問や質問等にお答えします。
開催日時 8月18日(火)～24日(月)の午前9時～午後9時半(市民プラザ開庁時間) ※詳細が決まり次第、市HPにて公開します。
開催場所 市役所1階市民プラザ

この夏休みに、
ぜひお越しください



令和8年8月から高額療養費制度が見直されます

高額療養費とは、ひと月に医療機関へ支払った額が高額になった場合に、定められた上限額を超えて支払った額を払い戻す制度です。上限額は、個人や世帯の所得に応じて決まっています。

自己負担額については、各表をご覧ください。

今回の変更点

- ①高額療養費の上限額が変わります。
- ②年間の上限額が新設されました。

74歳までの方はこちらをご覧ください

国民健康保険の高額療養費とは

- 1カ月に医療機関などでかかった医療費(保険診療分)が高額となり、自己負担限度額を超えた場合、その超えた額が高額療養費として払い戻されます。
- 医療機関から市への請求に基づき計算を行い、該当の方には、医療機関を受診した日から約3カ月半以降に高額療養費支給のお知らせと申請書を郵送します。
- 一度申請書にて申請された方は、原則、それ以降の手続きを省略し、市から自動的に振り込みます。
- ☎保険年金課国民健康保険係 ☎042・470・7733



市Ⓔ

70歳～74歳までの方

表【1カ月の自己負担限度額】(令和8年8月～9年7月診療分)

負担割合	所得・適用区分	自己負担限度額	
		外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上※1	270,300円+(総医療費−901,000)円×1% <140,100円※2>年間上限:1,680,000円※4	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上※1	179,100円+(総医療費−597,000)円×1% <93,000円※2>年間上限:1,110,000円※4	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上※1	85,800円+(総医療費−286,000)円×1% <44,400円※2>年間上限:530,000円※4	
2割	一般 課税所得145万円未満※1	22,000円 年間上限216,000円※3	61,500円<44,400円※2> 年間上限:530,000円※4※5
	住民税非課税世帯区分Ⅱ	11,000円 年間上限96,000円※3	25,700円<24,600円※2> 年間上限:290,000円※4
	住民税非課税世帯区分Ⅰ (年金収入82.65万円以下など)	8,000円	15,700円 年間上限:180,000円※4

- ※1 課税所得とは、住民税を計算する上で基礎となる課税対象額のことであり、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計額から所得控除を差し引いた金額のことです。
- ※2 診療月を含めた直近12カ月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)です。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。
- ※3 8月1日～翌年7月31日のうち、外来(個人ごと)の自己負担額の合計が、表の年間上限額を超えた場合、高額療養費(外来年間合算)として支給されます。
- ※4 令和8年8月1日から、外来+入院(世帯ごと)分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。(申請方法の詳細については、検討中です)
- ※5 年収約200万円未満であることを確認できた方は、年間上限が41万円に引き下げられます。(申請方法の詳細については、検討中です)

70歳までの方

表【1カ月の自己負担限度額】(令和8年8月～9年7月診療分)

所得・適用区分		自己負担限度額
旧ただし書所得※1 901万円超	ア	270,300円+(総医療費−901,000)円×1% <140,100円※2>年間上限:1,680,000円※4
旧ただし書所得※1 600万円超～901万円	イ	179,100円+(総医療費−597,000)円×1% <93,000円※2>年間上限:1,110,000円※4
旧ただし書所得※1 210万円超～600万円	ウ	85,800円+(総医療費−286,000)円×1% <44,400円※2>年間上限:530,000円※4
旧ただし書所得※1 210万円以下	エ	61,500円<44,400円※2> 年間上限:530,000円※3※4
住民税非課税世帯	オ	36,900円<24,600円※2> 年間上限:290,000円※3

- ※1 旧ただし書所得とは、総所得金額及び山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額の合計額から基礎控除額を控除した金額のことです。
- ※2 診療月を含めた直近12カ月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)です。
- ※3 令和8年8月1日から、年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。(申請方法の詳細については、検討中です)
- ※4 年収約200万円未満であることを確認できた方は、年間上限が41万円に引き下げられます。(申請方法の詳細については、検討中です)

後期高齢者(75歳以上)の方はこちらをご覧ください

医療費が高額になったとき(高額療養費)

- 同一の月内に医療費の自己負担額が高額になった場合、下表1・2の自己負担限度額を超えた金額が、高額療養費として後から支給されます。対象者の方には申請書を郵送します。
- 一度申請いただくと振込口座が登録されますので、次回以降は登録口座に振り込まれるようになります。申請は不要です。
- 申請書の送付および高額療養費の支給は、どちらも診療月から最長で4カ月後になります。
- ☎保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846

75歳以上の方

表1【1カ月の自己負担限度額】(令和8年7月診療分まで)

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		252,600円+(10割分の医療費−842,000)円×1% <多数回140,100円※2>	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		167,400円+(10割分の医療費−558,000)円×1% <多数回93,000円※2>	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		80,100円+(10割分の医療費−267,000)円×1% <多数回44,400円※2>	
2割	一般Ⅱ		18,000円 (年間上限144,000円※3)	57,600円 <多数回44,400円※2>
1割	一般Ⅰ		8,000円	24,600円
	住民税非課税等※1	区分Ⅱ		15,000円



表2【1カ月の自己負担限度額】(令和8年8月～令和9年7月診療分)

負担割合	所得区分		自己負担限度額	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ 課税所得690万円以上		270,300円+(10割分の医療費−901,000)円×1% <多数回140,100円※2> (年間上限1,680,000円※4)	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得380万円以上		179,100円+(10割分の医療費−597,000)円×1% <多数回93,000円※2> (年間上限1,110,000円※4)	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得145万円以上		85,800円+(10割分の医療費−286,000)円×1% <多数回44,400円※2> (年間上限530,000円※4)	
2割	一般Ⅱ		22,000円 (年間上限216,000円※3)	61,500円 <多数回44,400円※2> (年間上限530,000円※4※5)
1割	一般Ⅰ		11,000円 (年間上限96,000円※3)	25,700円 <多数回24,600円※2> (年間上限290,000円※4)
	住民税非課税等※1	区分Ⅱ		15,700円 (年間上限180,000円※4)

- ※1 区分Ⅱ…世帯全員が住民税非課税である方のうち、区分Ⅰに該当しない方。
- 区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は82万6千500円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方。
- ※2 診療月を含めた直近12カ月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。
- ※3 毎年8月1日～翌年7月31日のうち、自己負担割合が1割または2割の方の外来(個人ごと)の自己負担額の合計が、表の額を超えた場合、高額療養費(外来年間合算)として支給されます。
- ※4 令和8年8月1日以降から、外来+入院(世帯ごと)分にも年間の上限額が新設されます。これにより、月ごとの自己負担額が積み上がっても、年間上限額に達したそれ以上の医療費については、還付を受けることができます。年間とは8月から翌年の7月までを指します。(申請方法の詳細については、検討中です)
- ※5 年収200万円未満であることを確認できた方は、年間上限が41万円に引き下げられます。(申請方法の詳細については、検討中です)